

分別収集計画書
(第9期)

令和元年9月

洲本市

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条 第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条 第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本市では最終処分場を持っていないため、大阪湾フェニックスへ灰などを運んで処理を行っているが、令和9年度には、飽和状態になると予測されておりひっ迫している状況である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物をはじめとするごみの排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・市民・事業者への啓発事業等を通じて、ごみの減量化・資源化に対する意識高揚を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

表1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（総量）（単位：t／年）

容器包装廃棄物項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物 合計 (t)	1,664.3	1,641.1	1,613.9	1,591.0	1,568.7

表2 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（内訳）（単位：t／年）

容器包装廃棄物項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器 (t)	61.7	59.5	55.8	53.6	50.1
アルミ製容器 (t)	66.2	66.6	66.9	67.1	67.4
無色ガラス製容器 (t)	123.4	120.4	117.4	114.5	111.6
茶色ガラス製容器 (t)	87.3	84.7	82.2	79.7	78.7
その他ガラス製容器 (t)	34.6	34.2	32.3	31.9	31.5
飲料用紙パック容器 (t)	45.1	44.6	42.6	42.0	41.5
段ボール (t)	310.0	306.2	302.4	298.6	294.9
その他紙製容器包装 (t)	285.9	282.4	278.9	275.4	272.0
ペットボトル (t)	90.3	89.6	89.3	88.9	88.5
その他プラスチック製容器 (t)	559.8	552.9	546.1	539.3	532.5
うち白色トレイ	12.0	11.9	11.7	11.6	11.5

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実行する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・分別収集の回収拠点ごとに推進員をおき、適正な分別収集を図る。
- ・環境教育、啓発活動の充実

「エコひろば洲本」を中心に環境学習の推進、地域の環境保全などの取り組みに関する情報発信などを展開することで、環境に関する意識の高揚を図る。

また、学校や地域社会の場における環境教育、リサイクルの取組みやごみ処理施設におけるごみ分別体験、また、今後、検討を進めている大型ごみ有料化に係る説明会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費等、ごみ処理の状況についての情報を提供し認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

なかでも、「リサイクル」のみならず、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の重要性についての知識の普及を図る。

- ・マイバッグ運動の拡充を図る（小売店の店頭等での啓発や広報活動）

レジ袋等の小売包装を減らすため、マイバック持参の徹底等の啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での小売包装の抑制を図る。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用の促進。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、洲本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	無色のびん
	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	その他の色のガラス製容器	その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチックトレイ （白色トレイ）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：t/年)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	25.5		25.4		25.3		25.2		25.0	
主としてアルミ製の容器	48.5		48.2		47.8		47.7		47.4	
無色のガラス製容器	計 57.6		計 57.3		計 57.2		計 57.0		計 56.8	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	46.3	11.3	46.1	11.2	46.0	11.2	45.8	11.2	45.7	11.1
茶色のガラス製容器	計 60.8		計 60.5		計 60.4		計 60.1		計 60.0	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	46.3	14.5	46.1	14.4	46.0	14.4	45.8	14.3	45.7	14.3
その他の色のガラス製容器	計 25.6		計 25.5		計 25.5		計 25.4		計 25.3	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	25.5	0.1	25.4	0.1	25.4	0.1	25.3	0.1	25.2	0.1
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	20.7		20.5		20.3		20.2		20.0	
主として段ボール製の容器	226.9		226.1		225.2		224.3		223.3	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	計 60.2		計 60.0		計 59.8		計 59.5		計 59.2	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
		60.2		60.0		59.8		59.5		59.2
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料又は醤油等を充てんするためのもの	計 51.7		計 51.5		計 51.3		計 51.0		計 50.8	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
		51.7		51.5		51.3		51.0		50.8
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	5.5		5.5		5.4		5.4		5.3	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	1.6	3.9	1.6	3.9	1.6	3.8	1.6	3.8	1.6	3.7
うち白色トレイ	2.0		2.0		2.0		2.0		1.9	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量
	1.6	0.4	1.6	0.4	1.6	0.4	1.6	0.4	1.6	0.3

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- 【分別基準適合物等の収集実績（平成27度～平成29年度の平均値）】 × 【収集目標】
 × 【人口見込数】
 + 【集団回収実績量から見込まれる収集量】
 + 【店頭回収実績量から見込まれる収集量】
 + 【不燃ごみに混在分から見込まれる収集量】（スチール缶容器、アルミ缶容器のみ）

人口見込数については、次のとおり設定した

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人口見込数	43,646	41,225	40,722	40,220	39,718	39,216

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会やPTA等により実施されている集団回収及びスーパー等で実施されている店頭回収の対象である容器包装 廃棄物については、引き続きこれらの団体が分別収集を継続して行うこととする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶	市による定期収集、公共施設拠点回収、住民団体による集団回収、スーパー店頭	市 民間業者
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	無色のびん	市による定期収集、公共施設拠点回収、スーパー店頭	市 民間業者
	茶色のガラス製容器	茶色のびん		
	その他のガラス製容器	その他の色のびん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集、公共施設拠点回収、住民団体による集団回収、スーパー店頭	市 民間業者

	段ボール	段ボール	市による定期収集、 公共施設拠点回収、 住民団体による集団 回収	市 民間業者
	その他の紙製容器	雑誌・その他の紙	市による定期収集、 公共施設拠点回収、 住民団体による集団 回収	市 民間業者
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集、 公共施設拠点回収、 スーパー店頭	市 民間業者
	(白色発泡ス チロール製食 品トレイ)	白色トレイ	市による定期収集、 公共施設拠点回収、 スーパー店頭	市 民間業者
	その他のプラスチ ック製容器包装	プラスチック製 容器包装	スーパー店頭	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集をするものとしたすべての容器包装廃棄物については、ストックヤードにて市で選別、保管するものとする。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・各町内会の分別推進員と連携を密にし、市民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。